

令和3年度 定期監査の結果に関する報告

令和4年3月30日（水）

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項及び第7項に基づき、令和3年度における定期監査を実施した。その結果は次のとおりである。

1 監査の実施方針

定期監査については、令和3年10月末日現在における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施する。

2 監査の実施状況

下記の監査対象課について、令和3年4月1日から令和3年10月31日までを期間とする定期監査調書を徴し、それらに基づき予算の執行、収入、支出、契約及び財産管理等について審査を行うとともに、令和4年2月2日、3日の2日間、監査対象課のうちの6課についてヒアリング、10課について文書ヒアリングを実施した。

<監査対象課>

(1) 総務企画部

総務課、秘書広報課、人事課、財政課、防災管財課、デジタル推進課、
企画調整課、産業振興課

(2) 福祉健康部

社会福祉課、障がい長寿課、健康推進課、健康推進課ワクチン接種対策室、
こども応援課、子育て支援課、保育こども園課

(3) 都市計画部

都市計画課、市街地整備課

(4) 経済建設部

道路課、公園緑地課、農林水産課

<ヒアリング>

実施日	2月2日(水)	2月3日(木)
実施課	防災管財課	道路課
	農林水産課	子育て支援課
	都市計画課	こども応援課

文書ヒアリング：人事課、財政課、産業振興課、社会福祉課、障がい長寿課
健康推進課、ワクチン接種対策室、保育こども園課、
市街地整備課、公園緑地課

第2 調書審査及びヒアリングの結果と概要監査の結果と概要

定期監査の結果、該当課における予算の経理、財産管理など、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令等に従いおおむね適正になされていると認められたが、一部において改善を要するものが見られた。特に改善を要し、今回の定期監査対象課以外の課を含むすべての課に対して周知をはかりたい事項については、後の第3において述べることとする。

なお、ヒアリングの実施状況については以下に示すとおりである。

1 防災管財課について

防災管財課からは、庁舎や旧 IT 産業振興センターの警備及び維持管理について、事業の内容や入札状況について聴取した。また、防災に関する備品の購入や各種工事等について進捗状況及び今後の見通しについて確認した。

まず、庁舎や旧 IT 産業振興センターの警備について委託の内容とその契約方法を確認した。旧 IT 産業振興センターの警備委託料について契約が2回にわけて実施された理由を確認したところ、4月1日から警備を開始しなければならず、入札の準備期間がとれないことから、前年度委託契約をした業者と2カ月間の随意契約を行い、その後、指名競争入札により落札した業者による警備が実施されているとの説明をうけた。なお、旧 IT 産業振興センターの警備について、令和4年度からは業者へ委託せず、職員による警備を実施するとのことであった。

次に防災に関する各種工事について確認を行った。まず、防災情報通信設備維持工事とは与根体育施設内の防災情報通信設備の移設工事であるが、これは区画整理事業の進捗により次年度以降の発注になるとのことであった。また、防災備蓄倉庫整備工事についても、

国からの補助額が減額となったことから事業を見送ったとのことである。避難誘導看板設置工事については、令和3年12月に入札を行い令和4年3月下旬に工事完了見込みとのことであった。

防災備蓄消耗品については、消耗品の期限が切れる前に指名競争入札による契約を実施し、計画的な購入を実施しているとのことであった。防災備品についても指名競争入札を実施し、今年度はバルーン型投光器と防災用スマホタワーを購入したとのことであった。

今後も災害に強いまちづくりの実現にむけて事業に取り組んでいただきたい。

2 農林水産課について

農林水産課からは、学校給食用野菜等契約栽培委託について、与根地区観光交流施設について聴取した。

学校給食用野菜等契約栽培委託とは、契約農家が栽培した野菜を給食に使用することで、地産地消や食育の推進を図るという事業である。令和2年度に行った実証栽培による事業実施の結果を踏まえて、今年度の事業の進め方や契約方法等の検討に時間を要したことから、事業進行が遅れているとの説明をうけた。

与根地区観光交流施設については、指定管理委託料、備品の購入状況について予算が未執行となっている理由を確認した。当初、施設の完成予定を令和3年10月としていたが、令和4年3月末完成、4月オープンとなったことにより、指定管理委託料の執行がなくなり、備品についても、令和3年11月に発注を行っているとのことであった。

他にも、与根漁港内の除草清掃費、災害復旧費の設計委託料、与根漁港活性化交付金について、それぞれ未契約となっている理由と今後の見込みについて確認したところ、資料提出時は未契約だったが、その後順調に事業が進行しているとの説明をうけた。また、農業に関する各種補助金についての今後の執行見込み等について説明を受けた。

3 都市計画課について

都市計画課からは、住宅リフォーム支援事業補助金及び豊見城市公共交通事業者応援給付金について、それぞれの事業の概要や補助金支給までの流れ等について聴取した。

まず住宅リフォーム支援事業補助金とは、住宅の機能や性能を維持・向上を図る住宅のリフォーム工事について、社会資本整備総合交付金・沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業補助金を活用した補助を行うものである。前年度の事業状況により10名への補助を見込んで予算編成を行い、広報誌、折込チラシにて募集したところ20名の申し込みがあり、予算内に収まるよう抽選を行い当選者を確定、当選者12名からの交付申請を受け、交付決定を行ったとのことであった。今後は、実績報告を精査して交付確定を行い、補助

金を支出するとのことである。

豊見城市公共交通事業者応援給付金とは、市民の移動手段として重要な役割を担う公共交通サービスを維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対し予算の範囲内において交付したものである。路線バス事業者には対象となる 1 路線あたり 5 万円、タクシー事業者に対しては対象車両 1 台あたり 2 万円を給付し、92 件の申請及び交付を行ったとのことであった。

那覇個人タクシーや中部個人タクシー、琉球個人タクシーといった豊見城市外の事業協同組合加盟の個人タクシーは市外での営業がほとんどで、そのような個人タクシー事業者に対して支給することは事業の目的である「市民の移動手段として重要な役割を担う公共交通サービスを維持するため」にあたるのか確認したところ、どの個人タクシー事業協同組合に加盟していても営業エリアは限定されておらず、本市以外でのみ営業しているわけではないため、「市内に営業所がある個人タクシー事業者」を対象にしていることは問題ないとの説明を受けた。また、参考として同様の事業を実施した他市町村においても、本市同様「市内に営業所がある個人タクシー事業者」を対象にしている、とのことであった。

4 道路課について

道路課からは、未契約となっている道路台帳作成委託業務や市道設計委託業務の事業見込みについて、磁気探査業務や道路改築工事に関する入札状況について聴取した。また、市道 257 号線、286 号線、453 号線、30 号線、饒波川線について事業の進行状況等を確認した。

市道 257 号線の進行状況について、磁気探査業務及び改築工事の入札を令和 4 年 2 月末に予定しているとの説明を受けた。市道 286 号線については予算額に対し契約金額が少額となっている理由を確認したところ、令和 2 年度繰越予算との抱き合わせ執行となっているため、令和 3 年度予算における支出負担行為額が少額となっているとの説明を受けた。

市道 453 号線及び市道 30 号線について、流用や補正による予算の減額が行われた理由は、別路線の早期整備が必要になったことによる予算の振入れや組換えとなっているとのことであった。なお、市道 453 号線については令和 4 年度に新たに予算措置を行い整備をする予定とのことであった。

饒波川線整備事業（第 2 工区）について、街路設計委託料及び街路整備工事が未契約となっている理由は、当初計画の資材に変更が生じたため設計見直しに時間を要したことにより令和 3 年 10 月末時点では未契約となっているとのことであったが、設計委託は同年 12 月に、工事請負は令和 4 年 1 月にそれぞれ入札や契約を済ませている、とのことであった。

5 子育て支援課について

子育て支援課からは、予防接種事業における償還金についてその内容の確認や執行状況について聴取した。また、新生児訪問指導委託料、こどもの健康診査委託料、療育支援事業委託料について、今後の執行見込み等を確認した。

予防接種償還金とは、里帰り等により市と業務委託契約を締結していない医療機関で予防接種をうける場合の被接種者負担分を、市の定める基準額の範囲内で助成するもので、令和4年1月20日時点、39.29%の負担行為執行率となっているとのことであった。

次に、新生児訪問指導委託料について執行が低調な理由と今後の見込みを訊ねたところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されたことから訪問を控えた時期があったことから、資料作成の令和3年10月末時点での執行率が低調となっているとのことであった。10月以降は訪問事業を再開し通常ペースで事業を実施していることから、おおむね当初に予定した通りの予算執行となる見込みであるとの説明を受けた。

また、乳児一般健康診査をはじめとする子どもの健康診査に関しても同様で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業が延期となったことから執行率が低調となっているが、延期した健診はその後実施され、また今後の健診も予定通りの執行を見込んでいるとのことであった。

療育支援事業委託料についても、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等により4カ月間の事業停止となっていたが、令和4年1月以降は事業実施を予定しているため、一部減額補正はするものの予算額を概ね執行される予定とのことであった。

他にも、産後ケア事業委託料について、地域子育て支援拠点事業補助金について、その事業内容の詳細や執行見込み等を確認した。

6 こども応援課について

こども応援課からは、放課後児童健全育成事業（特例措置分）各種補助金、放課後児童クラブ建設事業、市ワク・ドキこども未来プロジェクト事業及び豊見城市習い事助成制度調査業務について聴取した。

放課後児童健全育成事業補助金（臨時休業）は、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校が臨時休校したことに伴い、児童クラブが午前中から開所するための経費や、児童の通所自粛要請により発生する利用料の日割り減免額を児童クラブへ補助するものである。令和3年6月と8月の臨時休校及び通所自粛要請に係る補助金については、交付決定の8割の額の概算払いを実施し、同年9月以降分についても事務を進めているとのことであった。

また、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金及びICT化推進事業補助金につい

ては、児童クラブが新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品や備品の購入、ICT 化の推進に資する機器等の整備に要する経費を補助するものである。2 つとも令和 4 年 2 月までに実績報告を提出するよう児童クラブへ案内しているとの説明を受けた。

放課後児童クラブ建設事業については、現在の進捗状況等について確認した。この事業は、放課後児童クラブが未整備となっている伊良波小学校区と座安小学校区に公設児童クラブの設置を行う事業であるが、伊良波小学校区の児童クラブについては建築工事の入札が 2 度不調となったことから随意契約による工事实施を検討しており、建築工事契約締結後に監理業務の入札を予定しているとのことであった。また座安小学校区の児童クラブについては、令和 4 年 1 月 25 日に行った建築工事の入札が不調となり、再度 2 月中旬に入札実施予定とのことであった。建築工事の入札をもっと早めにはできなかったのか確認したところ、場所の選定に時間がかかり、この時期の入札になったとのことであった。

なお、両クラブとも予算の繰越を予定しているとのことである。

市ワク・ドキこども未来プロジェクト事業については、実行プログラム策定業務委託料の業務内容と未執行の理由、訪問企業リスト作成委託料にて作成したリストの活用方法を確認した。

また、豊見城市習い事助成制度調査業務の業務内容と業者との随意契約締結における適用法令の確認、今後の事業の見通しについて聴取を行った。習い事助成制度についてはこども未来基金による実施を予定しているとのことであるが、寄附を使用しての助成であることからしっかりした制度設計による事業実施を行っていただきたい。

7 文書ヒアリングについて

ヒアリング実施課以外に事業内容等を確認したい 10 課に対し、文書によるヒアリングを実施した。実施状況については以下のとおりである。

(1) 人事課

人事課には、旅費精算の遅延理由、新型コロナ対策のための職員の時間外勤務及び人事異動の状況を確認した。

(2) 財政課

財政課には、市地方公会計制度継続支援業務の業務内容を確認した。

(3) 産業振興課

産業振興課には、「道の駅」施設維持管理業務委託料の支払い方法と、キッズランチ応援事業委託料の執行状況について確認した。

(4) 社会福祉課

社会福祉課には、沖縄子どもの貧困緊急対策事業補助金等いくつかの補助金につい

て、補助金の支給要件とその執行率が低調な理由を確認した。

(5) 障がい長寿課

障がい長寿課には、地域生活支援給付事業及び介護予防・日常生活支援総合事業について確認をした。執行率が低調であったり事業実施が遅れたりしているのは、新型コロナウイルスの感染拡大が影響しているとのことであった。

(6) 健康推進課

健康推進課には、予防接種委託料や健康診査委託料等、各種委託料についてその事業内容と執行率が低調な理由を確認した。執行率低調の理由に新型コロナウイルス感染拡大の影響があるとのことであった。

(7) ワクチン接種対策室

ワクチン接種対策室には、ワクチン接種に関する各種委託料についてその業務内容や契約関係の確認を行った。また、備品の購入に関する契約や台帳の記載について確認した。

(8) 保育こども園課

保育こども園課には、障害児保育事業補助金や認可外保育園給食費補助金等、補助金の交付スケジュールや、子育てのための施設等利用給付費について執行率が低調の理由及び今後の見込み等を確認した。

(9) 市街地整備課

市街地整備課には、まちづくり基盤整備事業や中心市街地土地区画整理事業の事業進行について確認した。

(10) 公園緑地課

公園緑地課には、瀬長島観光拠点整備事業目的達成度調査委託料が未執行となっている理由、豊見城城址跡地補償算定業務委託料が予算額の半分以下で契約となった理由などを確認した。

第3 改善等を求める事項について(全課共通事項)

今回改善を求める事項については、以下のとおりである。財務事務、契約事務等、事務の執行については各種法令、規則をその都度確認し、それらに則って正確に業務を執行していただきたい。

1 契約状況について

各課から提出された定期監査調書中、「様式7 需用費（修繕費）の契約状況」「様式8 印刷物の契約状況」「様式10 業務委託契約状況」「様式11 使用料及び賃借料の契約状

況」「様式12 工事請負費の契約状況」「様式13 備品購入費の執行状況」における契約の手續きについて、調書及び契約に関する一件書類等の確認を行った。

まず、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約については、市の契約規則第22条第2項第1号、第2号に基づく公表を実施していなければならないが、公表を実施していない契約が6件、第1号による契約締結前の公表は行っているものの第2号による契約締結後の公表を行っていない契約が2件確認された。

また、随意契約の根拠法令の適用について、疑義が生じる事例がいくつかみられた。随意契約は、地方自治法第234条第2項の規定により地方自治法施行令第167条の2の各号に掲げる場合に締結することができる。その根拠法令に明らかに誤りがあるものや、条文、逐条解説等に照らし合わせてもその適用に疑問が生じる事例がみられた。

さらに、随意契約における見積書の取得については豊見城市契約規則第24条において定められているところであるが、規則に沿っていない理由により見積書を1件もしくは徴せずに締結している随意契約がみられた。

随意契約については、手續きが簡便であるからこそ、その適用については法令等に基づき適正に行われていなければならない。少額の契約であっても、随意契約とする根拠や見積書取得の根拠について、適用する法令等が真に適切であるかの検討を疎かにせず、正確に説明ができるよう確認しながら事務を執行することが重要である。

2 支払事務の遅延について

業務終了後、完了確認は速やかになされているが業者への支払いが遅れている事例が複数みられた。その理由は、業者からの請求書の到着遅れや、請求書は受け取っていたものの支払が漏れてしまっていたというものであった。支払事務の遅延は市の信頼を損なうものであり、相手方の不利益となるものである。

請求書の受け取りから支払いまでの事務処理を速やかに行い、支払事務の適正な執行に努めていただきたい。

第4 むすび

定期監査調書様式1から17の書類審査及びヒアリング等により審査を行ったところ、財務に関する事務については概ね適正に処理されていた。

上記第3で述べた改善等を求める事項については、必要な措置を講じ改善を促すところであるが、先にも述べた通り、これらの改善事項については今回の監査対象課だけでなく全課において留意していただき、今後も法令等に基づいた適正な事務事業の執行に努められたい。

ところで、今回定期監査調書やその他監査資料の提出にあたり、事務局が定めた期限を大幅に超える提出がなされた事例があった。また、各課の調書の記載においては、記載漏れや誤記載による調書提出後の訂正が数多くみられた。業務多忙な中での定期監査対応となり大変心苦しいところではあるが、実りある適正な監査を執行するためにも期限を遵守していただき、内容を精査したうえでの資料提出にご協力いただきたい。